

新潟市教育委員会 平成29年3月 定例会会議録				
日 時	平成29年3月15日(水) 午後3時30分			
場 所	市役所本庁舎6階 講堂			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	藤 田 政 子	
	齋 藤 洋一郎		上 田 晋 三	
	沢 野 千英子		田 中 賢 一	
	織 田 絹 子	欠席委員		
	伊 藤 裕美子			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	井 関 一 博
	教 育 政 策 監	高 居 和 夫	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	小 林 巧
	施 設 課 管 理 係 長	熊 谷 千 明	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	保 健 給 食 課 長	松 崎 義 春	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	五 十 嵐 雅 樹
	地 域 教 育 推 進 課 長	佐 々 木 克 己	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	教 職 員 課 給 与・ シ ス テ ム 担 当 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 事	坂 本 萩 子
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦		
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後3時30分
	宣言者	教育長
付議事件 (20件)	議案番号	件名
	議案第28号	新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について
	議案第29号	新潟市教育委員会職員分限取扱規程の制定について
	議案第30号	新潟市教育職員の勤務時間, 休暇等に関する条例施行規則の制定について
	議案第31号	新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の制定について
	議案第32号	新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則の制定について
	議案第33号	新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の制定について
	議案第34号	新潟市臨時教育職員に関する規則の制定について
	議案第35号	新潟市学校事務共同実施に関する規則の制定について
	議案第36号	県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則の制定について
	議案第37号	新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程の廃止について
	議案第38号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第39号	新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
	議案第40号	新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正について
	議案第41号	新潟市公民館条例施行規則の一部改正について
	議案第42号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第43号	通学区域の一部変更について
	議案第44号	教育財産の用途廃止について
	議案第45号	新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について
	議案第46号	事務局及び機関の長の人事について
議案第47号	教職員の人事措置について	
報告 (2件)	件名	
		指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について
		いじめ及び教員の不適切な発言による重大な事案に係る第三者委員会の答申について

第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分開会を宣言する。
これより3月教育委員会定例会を開催いたします。
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

- 教育長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に佐藤委員及び齋藤委員を指名します。

第3 付議事件

- 教育長 議案第28号新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について、教育総務課から説明をお願いします。

- 教育総務課長 説明いたします。付議1ページをご覧ください。
現在、佐藤委員に職務代理者をお願いしておりますが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、職務代理者は教育委員会会議の主宰だけでなく、具体的な事務執行についての職責も負うことになっております。しかし、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行と職務代理者が自ら事務局を指揮監督して、事務執行を行うことが困難である場合には、法の規定に基づいて、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能となっておりますので、職務代理者にかかる職務の委任等について規定するものでございます。

付議2ページに公布文を掲載しております。職務代理者が行う職務については、教育委員会の会議にその他の議事の運営に関する事務を除き、教育次長に委任し、または臨時に代理させることができると規定しております。教育次長に委任する意味合いといたしましては、教育長の命を受け、事務局に属する事務を掌理する、掌握する立場であるということで、教育長職務代理者の職務が委任され、または臨時代理する立場として適任であると考えて制定するものです。施行日が平成29年4月1日となります。説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見はございますか。
それでは、議案第28号については承認するというところでよろしいでしょうか。そのように決定します。

次に、議案第29号新潟市教育委員会職員分限取扱規程の制定について、教育総務課から説明をお願いいたします。

- 教育総務課長 説明いたします。なお、机上にお配りしております正誤表は、議案第29号以降、議案第34号、38号、42号に関連する部分がございますので、こちらもご確認いただきながら、ご審議願います。

それでは、付議3ページをお開きください。「新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の実施に関して必要な事項は、各任命権者

が定めることとされております。現在、市長部局の規定を準用して事務運営をしてまいりましたが、権限移譲に伴いまして教職員の取り扱いに係る経過措置等の規定が必要なため、教育委員会独自の規定を改めて制定するものでございます。具体的な制定内容としては、2の制定内容のとおりで、疾患休職の更新と期間、疾患休職者の復職や病状報告などについて規定を設けるものでございます。施行日は平成29年4月1日となります。付議4ページから6ページまでが公布文となります。説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございましたらよろしくお願ひします。ございませんでしょうか。それでは、議案第29号について承認するというところでよろしいでしょうか。そのように決定します。

次に、議案第30号新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の制定について、議案第31号新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の制定について、議案第32号新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則の制定について、議案第33号新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の制定について、議案第34号新潟市臨時教育職員に関する規則の制定について、議案第35号新潟市学校事務共同実施に関する規則の制定について、議案第36号県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則の制定について、議案第37号新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程の廃止について、これらは関連がありますので、一括して審議いたします。教職員課から説明をお願いします。

○教職員課給与・システム担当課長

議案第30号から第37号までの八つの議案についてご説明いたします。はじめに、皆様への資料送付後に議案の修正があったため、本日、議案第34号につきましては正誤表、議案第35号につきましては、議案の差し替いを配付させていただきました。お詫びいたします。

なお、本日説明にあたっては、大変分量も多いため、ただいま配付いたしましたA3判の資料を使用しまして、要点を中心に説明いたします。よろしくお願ひいたします。

今回の議案につきましては、県費負担教職員の権限移譲に伴い、必要な規則を制定させていただくもので、勤務条件に関するものが中心となっております。権限移譲後の勤務時間や休暇をはじめとする教職員の勤務条件は、原則、市の職員に準拠するという内容で、12月議会で関係条例を制定いたしました。今回、この制定した条例を補完するため、勤務条件に関しての具体的な基準や手続き方法などを教育委員会規則として定めるものです。その他としましては、学校事務の共同実施に関するものや条文中に引用している条例名などを修正するものなどです。

それでは、個々の議案について説明いたします。はじめに、新たに制定する規則についてです。議案第30号新潟市教育職員の勤務時間、休暇

等に関する条例施行規則の制定については、教員に係る勤務時間等の割り振りや子の看護休暇をはじめとした特別休暇の種類や日数などを定めるものです。

次に、議案第31号新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の制定については、非常災害時の緊急業務や週休日における部活動指導業務に従事する場合、何時間従事すれば手当の支給対象となるかなど、教員に係る特殊勤務手当の支給要件などを定めるものです。

次に、議案第32号新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則の制定についてです。教育職員の退職手当の支給にあたっては、条例で市長部局の規則を準用することとなっておりますが、教員に係る退職手当の調整額の区分など、市長部局の規則を準用できないものにつきましては、教育職員の特例を定めるものです。ちなみに、この退職手当の調整額とは、職責に応じて退職手当に加算されるもので、教諭、教頭、校長と職責が重くなるほど加算額が大きくなるものでございます。

次に、議案第33号新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の制定についてです。権限移譲に伴う俸給の切り替えにつきましては、県の俸給表から市の俸給表に切り替える際は、職員に不利がないよう、県で受けていた俸給表と同額または直近上位の号俸に位置づけるとし、特殊なケースについては別途規則で定めるとした条例を12月で制定いたしました。当該規則は、例えば、行政職員から教員への異動など、適用される俸給表が異なる場合の切り替え方法など、特殊なケースの事例別の取り扱いを定めるものです。

次に、議案第34号新潟市臨時教育職員に関する規則の制定については、常勤講師や非常勤講師など、学校に勤務する臨時の教員に関する勤務条件や任用条件などを定めるものです。

次に、議案第35号新潟市学校事務共同実施に関する規則の制定については、現在、国会で法令上の位置づけが審議されているなど、教員の多忙化解消の一助としてもますます重要度が高まる学校事務の共同実施につきまして、その役割を明確にするため、これまで学校管理運営規則の中で位置づけられていたものを独立した規則とするとともに、これまで要綱で定めていた共同実施グループの範囲なども規則として定めるものです。ちなみに、この学校事務の共同実施とは、一人職場が多い学校事務にあって、事務処理の適正化や効率化を図るために、一定範囲の学校の事務職員が集まって共同で事務を実施することです。新規の採用者や経験の浅い職員などの資質向上など効果も上がっております。

次に、議案第36号県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則の制定については、そのほか比較的軽微な改正が必要な規則をまとめたものでございます。組織改正や関係条例、規則の改正に伴い、本文中に引用している所属名称や条例名を修正する内容などとなっております。

続きまして、議案第37号新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程の廃止についてです。当該規程は、幼稚園教員の勤務時間などを定めたものですが、4月1日以降は、議案第30号新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に切り替わるため、この規程を廃止するものです。ただいま、説明いたしました議案第30号から第37号までの規則改正、規則制定の施行日は、平成29年4月1日となります。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

○齋藤委員 35号についてお聞きします。成果が上がったということをおっしゃったのですが、これまでこういうグループで事務処理はやっていたのですか。

○教職員課給与・システム担当課長 これまでも共同実施ということで、実施はいたしておりました。

○齋藤委員 何が変わったのですか。

○教職員課給与・システム担当課長 これまで、どの学校がどのグループで、といった共同実施のグループ単位を規則よりも一段軽い要綱で位置づけていたのですが、共同実施という役割が、国会で法案として審議されているなど、地方教育行政の運営法上でも、学校としても大変重要な役割があるということで、今後の事務改善につなげようという全国的な流れもありまして、要綱という軽い位置づけだったものをしっかりと規則として、事務の一つの形態として位置づけたいという思いで、まとめたところなんです。やっている事務の内容については、今までと同じことをやっているのですが、法令上、規則上の位置づけを明確にしたいということで変えさせていただきました。

○齋藤委員 ちゃんとやらなければだめ、きちんとやりなさいよ、ということですね。もう一点、第1グループ、第2グループとグループに分かれています。この内容はこれまでと変わりはないのですか。

○教職員課給与・システム担当課長 これまでと変わった部分としては、例えば、付議66ページの中央第1グループというところに明鏡高校と万代高校と記載がありますが、高校を新たに位置づけております。これまで、県費と市費ということで別々で事務をやったものを、今度は同じ市費ということで同じ事務をすることになったので、義務教育と高校も一緒のグループでやっていきたいと思いますというところが大きく変わっている点です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第30号から議案第37号まで承認するということがよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

続いて、議案第38号新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

それでは、議案第39号について、承認するというところでよろしいでしょうか。そのように決定します。

続いて、議案第40号新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正について、議案第41号新潟市公民館条例施行規則の一部改正については関連がありますので、一括して審議いたします。生涯学習センターから説明をお願いします。

○生涯学習センター所長

付議135ページをお開きください。

生涯学習センター内の映像ホールについて、利用者の利便向上を図るために、利用受付開始日を2か月前から6か月前に変更するというものです。なお、公民館利用としてお使いいただく場合もありますので、生涯学習センターと公民館の関係する規則を改正いたします。施行期日は平成29年4月1日としています。規則の改正案につきましては、135ページから141ページに記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、議案第40号及び議案第41号について承認するというところでよろしいでしょうか。そのように決定します。

続いて、議案第42号新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について、中央図書館企画管理課から説明をお願いします。

○中央図書館企画管理課長

付議142ページをご覧ください。

改正の理由、内容でございますが、中央図書館の多目的ホールと研修室及び新津図書館にあります研修室の利用予約は、これまで電話等で仮予約後、申請書を提出していただいておりますが、市民の利便性向上を図るため、新潟市公共施設予約システムによる予約ができるように、必要な規則の改正をするものでございます。施行期日につきましては、平成29年4月1日としています。

規則改正に伴います詳細につきましては、142ページから146ページ、それから本日、お配りした正誤表の2枚目の裏と3枚目のとおりです。よろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。ございませんでしょうか。それでは、議案第42号について承認するというところでよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

続いて、議案第43号通学区域の一部変更について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

説明いたします。こちらは付議147ページです。

秋葉区にございます満日小学校においては、児童数の減少によって、平成28年度末で同校を閉校し、平成29年4月1日に阿賀小学校への編入方式により統合することとしております。このたび、統合後の阿賀小学校の通学区域を定めるとともに、統合に合わせまして、満日小学校、新津第五中学校と結小学校、新津第二中学校との二つの通学区域で分断され

ております大蔵町内会の通学区域を一本化するためにお諮りするものです。

まず、1番目の阿賀小学校、新津第五中学校の通学区域です。ここで下の5の通学区域を変更する住所の表1、表2をご覧ください。表1に記載されている区域と表2に記載されている区域と合わせた区域が現在の満日小学校の通学区域となっております。

再び1番に戻っていただいて、現在の阿賀小学校の通学区域に下の表1に記載されている区域を加えた地域が阿賀小学校の通学区域となります。そして、現在の新津第五中学校の通学区域から下の表2に記載されている区域を除いた区域が新津第五中学校の通学区域となります。

次に、2番目の結小学校、新津第二中学校の通学区域につきましては、現在の結小学校及び新津第二中学校の通学区域に下の表2に記載されている区域を加えた地域が、それぞれ両校の通学区域となります。

3番の対象者につきましては、施行期日以降、該当通学区域に居住する児童、生徒とし、4番の施行期日につきましては、統合の年月日、平成29年4月1日となります。5番の通学区域を変更する住所は表1、表2に記載のとおりでございます。

次に、148ページ、別紙資料の上段は、阿賀小学校の通学区域となる町名と地番です。中段、こちらは結小学校の通学区域となる町名と地番です。なお、上段、中段の表の中で、網掛けとなっている町名と地番が現在の満日小学校の通学区域でございます。下段につきましては、児童生徒数・学級数の昨年5月1日現在の実数値と統合後の平成29年度及び平成34年度までの推計値です。

次に、149ページ、通学区域の概略図でございます。白い二重線で囲まれた区域が、統合後の阿賀小学校の通学区域となります。また、図面の左上に位置する白い網掛けで示されている大蔵町内会のうち右側の点線で囲まれた地域が、関係する地域の同意のもとで、満日小学校、新津第五中学校の通学区域から結小学校、新津第二中学校の通学区域となり、大蔵町内会の通学区域が一本化されるということになります。以上で、説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。では、議案第43号は承認するというところでよろしいでしょうか。そのように決定します。

続いて、議案第44号教育財産の用途廃止について、施設課から説明をお願いします。

○施設課管理係長

付議150ページをご覧ください。教育財産の用途廃止とは、教育のために使う財産について、その用途をやめ、普通の財産に変えるということでございます。それでは、具体的に、議案の内容をご説明いたします。平成27年4月1日に豊照小学校、湊小学校、栄小学校、入舟小学校の4校を統合いたしまして、日和山小学校を開校いたしました。校舎につきまして

は、旧栄小学校の校舎を大規模に改修し、さらに増築する工事が完了するまでの間、旧入舟小学校の校舎を暫定的に使用しておりましたが、旧栄小学校の大規模改修及び増築工事がこのたび完了いたしました。平成29年4月1日に移転することとなりました。これに伴いまして、暫定的に日和山小学校として利用しておりましたが、旧入舟小学校の土地及び建物について、教育財産としての用途を廃止するものです。また、平成29年4月1日に満日小学校を廃校いたしました。阿賀小学校に統合いたします。これに伴いまして、満日小学校の土地及び建物について、教育財産としての用途を廃止するものです。用途廃止いたします教育財産の土地及び建物は記載のとおりでございます。なお用途廃止の後ですが、跡地利用につきましては、市長部局で検討することとなっております。以上で、施設課の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○織田委員 一番下の最後におっしゃった部分です。3その他の用途廃止後の土地・建物は、市長部局で利活用を検討するとありますが、当然、地元の方のご意見等も入りますよね。

○施設課管理係長 跡地利活用につきましては、各区役所の地域課が中心となり、地元の意見等をお聞きしながら進めていくということになっております。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第44号について承認するというところでよろしいでしょうか。そのように決定いたします。

続いて、議案第45号新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 新潟市いじめの防止等のための基本的な方針についてです。見直し案の策定及びパブリックコメントの実施については、さきの定例会でご説明したとおりです。このたび、パブリックコメントが終了し見直し案を修正いたしましたので、ご説明いたします。

付議別冊1をご覧ください。はじめに修正についての基本的な考え方は、見直し案へのパブリックコメントによる市民からの意見に加え、国のいじめ防止基本方針の改定案の内容及び本市小学校で発生したいじめ等による重大な事案の反省点をふまえ、必要な修正を図ることといたしました。

次に、パブリックコメントの状況です。参加人数、団体数及び寄せられた修正案や意見の要望件数は資料にあるとおりです。

次に、具体的な修正についてです。まず、内容の加除・修正についてです。はじめに国の基本方針(改定案)を拠り所にした修正点についてです。一つ目は、道徳授業の活用です。国の基本方針に積極的な活用が盛り込まれましたので、市の基本方針もそれに合わせ、いじめについて児童生徒が考える場として、道徳科の授業を活用することを加筆いたしまし

た。なお、ご覧いただいている修正一覧に、P6、P13と示しているページ番号について、ここで説明しておきます。

付議別冊20ページをお開きください。ページ番号に6とありますが、修正一覧で示しているP6というページ番号は、この6ページを示しております。他のページ番号についても同様となります。

二つ目は、いじめが解消したとみなすまでの期間についてです。いじめの行為がなくなったら、すぐに解消するのではなく、いじめは止んでいる状態が相当の期間継続すること、被害児童生徒の心身の苦痛を受けていないことの二つの要件が満たされることが必要であることから、いじめが止んでいる状態の相当の期間を国の基本方針に合わせて3か月を目安とすることを加筆いたしました。

三つ目は、いじめに対する学校の取組みの具体化と評価についてです。学校が作成するいじめ防止基本方針に具体的な取組みを位置づけること及び学校評価でその取組み状況を評価することを加筆しました。

次に、調査報告書(答申)を拠り所にした修正点です。一つ目は、教育委員会による学校の取組状況の把握です。学校が行う「アンケート調査」や個人面談の取組状況を調査することを加筆しました。

二つ目は、調査用紙の保管についてです。調査用紙の原本は、児童が卒業するまで保管、まとめた資料は、卒業後5年間保存することと修正しました。

次に、パブリックコメントを拠り所にしたものです。一つ目は、いじめ防止等に向けた児童生徒の主体的な取組についてです。いじめの問題を議論することや予防や解消に向けて取り組むことを記載いたしました。

二つ目は、いじめの事実関係を明らかにするための聞き取りについてです。児童生徒から聞き取りを行うだけでなく、児童生徒及び周辺の児童生徒から聞き取りを行うことを加筆いたしました。

付議別冊2をお開きください。三つ目は、認知したいじめの記録を残すことについてです。校内いじめ対応ミーティングの役割として、記録を残すことを加筆いたしました。あわせて記録用紙を資料8として添付いたしました。

四つ目は、いじめ対策委員会と校内いじめ対応ミーティングの区別を明確にすることです。そのため、いじめ対策委員会について、年数回の定期的な開催及び重大事態発生時に開催すると記載いたしました。

次に文言の整理についてです。付議別冊2にあるとおり、似た言葉が混在しているものがあり、統一できる語句はなるべく統一いたしました。

次に、文章表現・体裁の見直しについてです。同じ付議別冊2に示す点について、内容が伝わりやすくなるよう、表現や体裁の整理をいたしました。

付議別冊3をお開きください。パブリックコメントでいただいて意見についてまとめたものです。付議別冊13をお開きください。こちらが先ほど説明し

た修正を加えた新潟市いじめの防止等のための基本的な方針になります。平成29年4月1日改定施行の予定です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

○伊藤委員

1の②の「解消」と見なすまでの期間についてですが、3か月を目安とすることを加筆ということでした。この3か月というのは、例えば、長期、夏期の休業がはさまったとき、それは除いての3か月ということか、学校生活としての3か月かということをお聞かせください。

○学校支援課長

基本的には、学校生活で起きている問題ですので、学校生活をしている期間が3か月ということになります。

○織田委員

パブリックコメントの結果報告の回答一覧ですが、とてもたくさんのご意見をいただいていますね。市民の関心の高さが伺えるものだと思います。また、その回答にあたる「教育委員会の考え方」という欄でも、とても丁寧にご回答いただいているので、心強く拝見させていただきました。ありがとうございました。

○佐藤委員

1枚目のところの調査用紙の保管の期間が5年とあります。前回もいろいろな意見が出ていたと思いますが、以前、提示いただいた期間よりも長くなり、非常によかったなと思います。

○織田委員

お願いがあります。そのように調査した結果を保管したり、複数の目でチェックしたりということが、とても大切なのはもちろんのことですが、進級等でクラス替えとか、担任の先生が替わった時の、引継ぎをどうか丁寧に行っていただきたいです。当然のことなのでしょうが、そこをぜひ再度、確認していただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○学校支援課長

もちろん引継ぎはとても大切です。次の学年に移ったときの引継ぎもそうですし、小学校から中学校の引き継ぎも大切だと思いますので、確実に引き継ぐような形で学校には伝えていきたいと思ひます。

○伊藤委員

アンケート等の文言で気になる部分も、配慮されたものに修正されているので、大変感心しました。

それから、アンケート用紙などの書式で、それぞれ学校で使われているものもあるかもしれませんが、きちんと項目の漏れがないように、速やかに認知の漏れがないようにと、基本的にこちらの様式を使っただけということ、またこういう機能があるのだということをお知らせするというのも大切です。保護者の方たち、また地域の方たちにもご協力をいただきながら、安心安全な地域、学校で子どもたちを育てているのだなということをお知らせいただきたいと感じました。

○学校支援課長

そのとおりだと思いますので、地域とともに、保護者とともに連携しながら、対応していきたいと考えています。

○教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第45号について承認するというのでよろしいでしょうか。そのように決定します。

次に、議案第46号事務局及び機関の長の人事について及び議案第47号教職員の人事措置については、人事案件であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開して審議いたします。

第4 報告

○教育長

指導が不適切な教職員に関する委員会の報告については、人事案件であることから、いじめ及び教員の不適切な発言による重大な事案に係る第三者委員会の答申については、個人情報を含む個別事案であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。では、公開案件終了後、非公開案件として再開し報告いたします。

第5 次回日程

○教育長

次回の日程について説明を求めます。

○教育総務課長

4月につきましては、4月21日金曜日午後3時30分から、5月につきましては、5月26日金曜日午後3時30分から、定例会を予定しております。

第6 退任委員あいさつ

○教育長

ここで、今定例会が最後となります織田委員、藤田委員より、それぞれ退任のごあいさつをお願いいたします。最初に、織田委員より、お願いいたします。

○織田委員

4年間お世話になりました、ありがとうございました。4年前、最初の定例会に出席させていただいたときに、「ああまた私は安請け合いで、力不足なのに分不相応な大役をうっかり受けちゃったんだわ。」と後悔したのですが、この4年間は、それでも必死で皆様方のご審議についていき、必死に学ばせていただいた日々でした。先ほどの、「社会教育委員との懇談会」でもお話が出ましたが、「人との出会いが何よりの財産になる」と。「それは、自身の生涯教育として大きな価値を持つ」ということ。私は、この4年間でそのことを身をもって体感させていただきました。大変恐縮ではありますが、私自身の生涯学習に大きな4年間だったと思います。「循環型」という言葉も先ほどの会議で出ていましたね。この4年間で学習させていただいたことを、いつの日か私が、何かの役に立つように成長して、新潟市にお返しできることを夢見て、これからも学習を続けていきたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○教育長

ありがとうございました。

続いて、藤田委員をお願いいたします。

○藤田委員

教育委員会の皆様、教育委員の皆様、3年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

今、ほっとしております。教育委員という職は私にとって重すぎて、苦しい3年間でした。1年目の教育ミーティングで自治協議委員の方から教育委員としての学力向上についての抱負を述べよと求められましたが、私は教育委員としての学力向上についての抱負を述べよという言葉に固まってしまう、何も答えることができませんでした。それから3年間、ずっと「学

力向上について」が頭から離れませんでした。

あるとき、テレビで東大生と林修先生が勉強について、こんな話をしていました。林先生が、人は考えることが好きで、それは楽しいことだと。考えることを楽しくするためには、知識が必要と。その知識を得るために学ぶのだと。とても分かりやすかったです。勉強とは考えることを楽しむためにするものと言われると、苦手な私でも勉強をそのように考えたら楽しむことができたのだなと。そういう勉強は楽しいという思い込みがあれば、学力は上がるのかなと思いました。勉強に対して、意欲を持てる子と持てない子の差はこんな単純なところにあったのかもしれないと初めて気づきました。「なぜ」、「どうして」を知らないで目標に向かっても身につかないことを知りました。そして、いろいろなことをいかに自分事にしていくかが大切なのだと感じました。新潟市の子供たちがパートナーシップ事業で人とふれあい、たくさんを知り、感じ、五感の優れた人になってほしいと思います。教育委員になってみて、初めて新潟市の教育がこんなにもきめ細かく、いろいろな角度から支援してくださっているということを知りました。新潟市の教育ビジョンが、教育を受ける子供たちと保護者や地域の方々に分かりやすく伝わり、学ぶことの楽しさをどの子供たちも感じることであったらいいなと思っております。これからも新潟市の子供たちのために教育委員会のますますのご発展をお祈りいたします。

ここでたくさんの貴重な経験をこれからは地域の方に伝えていけたらと思っております。皆様に感謝申し上げます。

そして、至らぬ私とペアを組んでくださった吉村先生と田中先生、ありがとうございました。

○教育長 大変ありがとうございました。

第7 定例会再開

○教育長 これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。事務局は引き続き、全員同席ください。

(非公開案件) (「議案第46号 事務局及び機関の長の人事について」 審議し、可決する。)

(非公開案件) (「いじめ及び教員の不適切な発言による重大な事案に係る第三者委員会の答申について」 報告する。)

(非公開案件) (「議案第47号 教職員の人事措置について」 審議し、可決する。)

(非公開案件) (「指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について」 報告する。)

第8 閉会宣言

○教育長 午後5時30分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員